

最高裁秘書第4194号

令和元年8月22日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

6月20日付け（同月21日受付，第014067号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

- 1 開示する司法行政文書の名称等
 - (1) 家庭局News（Vol. 38）（片面で1枚）
 - (2) 家庭局News（Vol. 39）（片面で1枚）
- 2 開示の実施方法
写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）



親が子どもの気持ちを知るための

ヒントがこれ一本に！

視聴時間 18分！ (基本説明編のみ視聴の場合)

子どもにとって望ましい 話し合いとなるために

とっても
コンパクト
だね～



親 「子どもは、親のけんかを
どう感じているのか…」
↓
チャプター2
「子どもが両親の争いから
受ける影響」を見てね♪



親 「子どもの福祉のためって、
何をしたらいいんだろう…」
↓
子どもへの接し方のヒントを
ドラマでわかりやすく説明
しているよ♪



子どもの年代別説明編
もあるよ♪



チャプター機能を使って、ケースに
合わせたいろんな見せ方ができるよ♪

3月20日(水)
までにお届けします！
乞うご期待☆



第2回成年後見制度利用促進専門家会議 開催 (3/18)

資料は[こちら](#)

◆ 家庭局からの報告事項

① 適切な後見人の選任のための検討状況等

最高裁と専門職団体との間で共有した後見人等の選任の基本的な考え方を各家裁へ情報提供 (平成31年1月24日付家庭局第二課長書簡)

② 診断書書式の改定と本人情報シートの導入

基本計画を踏まえ、診断書書式を見直すとともに、本人情報シートの書式を新たに作成し、平成31年4月から運用開始予定



③ 意思決定支援の在り方

最高裁は、厚生労働省や専門職団体などと連携し、後見人等による意思決定支援の在り方について、指針の策定に向けた議論を行う予定

4月スタートの後見TOPICS!

新たな診断書による運用をお願いします!



医師



福祉担当者

本人情報
シート

◆ 裁判所ウェブサイトにも新書式・手引を掲載

- ・「裁判手続の案内」内の「家事事件」のページ
- ・後見ポータルサイト内の「手続案内及び各種書式」のページ

家庭局と農林中金の協議を踏まえ

J Aバンクグループ

“成年後見支援貯金”全国で取扱開始!!



※一部地域を除く

◆ この商品で注意すべきポイント

- ・預入りに指示書不要
- ・未成年後見は対象外

